

事業系廃棄物収集届出制度の概要

中野区では、事業系廃棄物の適正排出を推進するため、区の収集を利用する事業者に廃棄物処理状況の届出を義務化する「事業系廃棄物収集届出制度」(以下「届出制度」という。)を導入しています。

この届出制度により、事業者の廃棄物処理状況を的確に把握することで、有料ごみ処理券の添付や分別の徹底等、適正排出に向けた指導を効果的に行います。また、区が一般廃棄物処理実施計画を策定するにあたり、根拠となるデータとしても活用します。

1. 「事業系廃棄物収集届出制度」の概要

① 届出対象者

常時使用する従業員の数が20名以下、または、1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者

② 届出内容

届出対象者は、「事業系廃棄物排出届出書」(以下「届出書」という。)により、区長に次の項目を届け出なければなりません。

- ・事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- ・所在地
- ・電話番号
- ・業種
- ・常時使用する従業員の数
- ・事業系廃棄物の排出量
- ・その他区長が必要と認める事項(排出場所など)

③ 届出の手続き

平成28年2月に、区から区内の全事業者に対し、「届出制度」の案内を送付しました。

区の収集を利用する上記①の届出対象者は、「届出書」により上記②の内容を届け出なければなりません。(ただし、条例等に基づき既に区へごみ排出情報を提出している事業者については、届出手続きを行ったものとみなします。(大規模建築物の所有者、医療機関等)

区は、「届出書」の提出を受けた事業者に対して事業者番号を付与し、「届出済証」を交付します。

また、許可業者に委託するなど、区の収集を利用しない事業者についても、「事業系ごみ・資源処理状況調査票」(以下「調査票」という。)の提出をお願いしています。調査へのご協力をお願いします。

いずれの回答もない事業者については、訪問調査を実施し、届出対象者であった場合には、「届出書」の提出を求めます。

④ 届出内容に変更が生じた場合

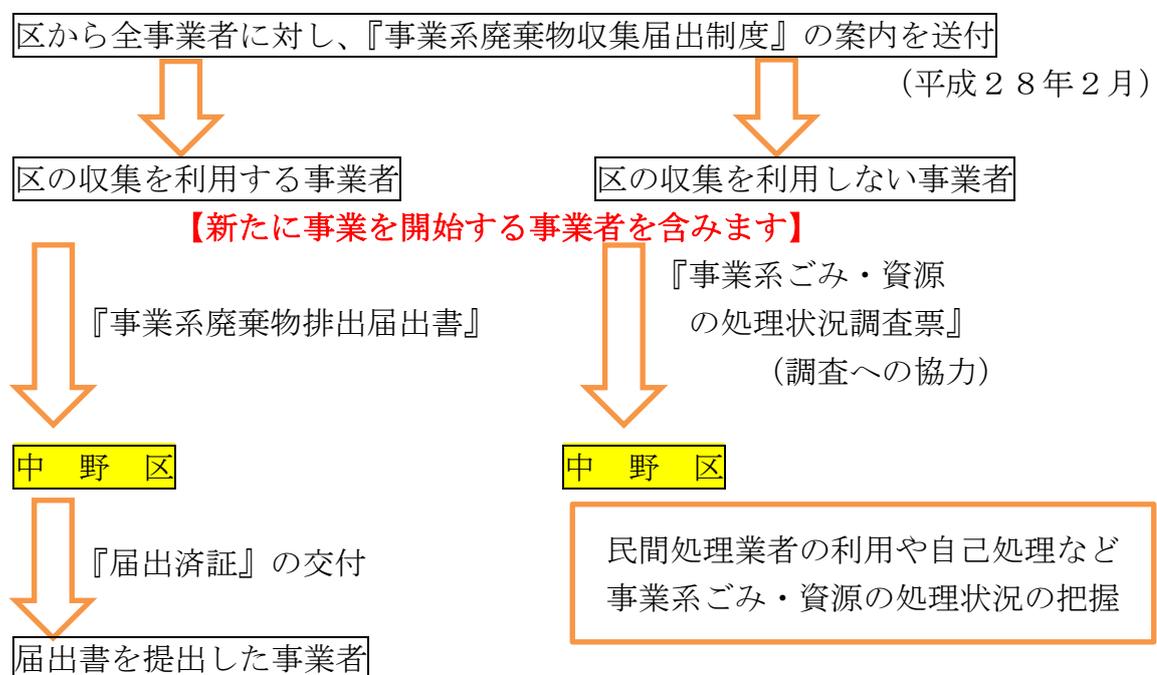
届出書提出後、廃業や事業者名の変更、民間処理業者委託への移行など、届出済証の記載内容に変更が生じた事業者は、遅滞なく届け出なければなりません。「事業系廃棄物排出届出事項変更届出書」（以下「変更届出書」という。）に変更内容、変更理由等を記載し、提出していただきます。

⑤ 新たに事業を開始する事業者

平成28年2月以降、新たに事業者は、廃棄物処理業者に委託するなど、自らの責任で処理することが原則ですが、①に該当し、区の収集を利用する場合には、区長に「届出書」を提出しなければなりません。

※ ④⑤に該当する方は、ごみゼロ推進課（03-3228-5563）にご相談ください。

<事業系廃棄物収集届出制度のながれ>



2. 「届出済証」と「有料ごみ処理券」の添付について

「届出書」を提出いただいた事業者に対し、事業者番号を記載した「届出済証」を交付します。区の収集を利用する事業者は、ごみの容量にあった「有料ごみ処理券」を添付して、集積所にごみ・資源を排出しなければなりません。「有料ごみ処理券」の事業者名の欄に、事業者番号と事業者の氏名を記載して、排出するごみ・資源に添付してください。



3. 有料ごみ処理券未添付に対する罰則の導入

中野区では、事業系廃棄物の適正排出を促進し、事業者間の公平性を確保するということから、本届出制度の導入と併せて、有料ごみ処理券を添付せずに事業系廃棄物を排出する行為について、条例に罰則規定を設けました。(平成28年10月施行)

- ① 区の収集を利用する事業者が、事業系ごみの排出にあたり有料ごみ処理券を添付せずに排出している場合は、添付を命じます。
- ② 当該添付命令に従わない場合には、その旨を公表する場合があります。
- ③ 公表をした後において、添付命令に従わない場合には、5万円以下の過料を科す場合があります。

《届出書様式等》

【区の収集を利用する事業者の届出書等】

- ◆ 「事業系廃棄物排出届出書」 ⇒ ①
- ◆ 「届出済証」 ⇒ ②
- ◆ 「事業系廃棄物排出届出書記載事項変更届出書」 ⇒ ③

【区の収集を利用しない事業者の調査票】

- ◆ 「事業系ごみ・資源処理状況調査票」 ⇒ ④

※調査へのご協力をお願いします。

①

第4号様式の2（第11条の13関係）

年 月 日

事業系廃棄物排出届出書

中野区長 宛て

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
所在地	
電話番号	() —
業種	
常時使用する従業員の数	<input type="checkbox"/> 20人以下である。 <input type="checkbox"/> 20人を超える。
事業系廃棄物の排出量	事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の1日平均の排出量は、 <input type="checkbox"/> 10キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 10キログラム以上30キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 30キログラム以上50キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 50キログラム以上である。

※ 事業系廃棄物の排出場所及びその周辺の略図を添付してください。

②

第4号様式の3（第11条の13関係）

届出済証

下記の事業者は、下記のとおり中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条の2第1項の規定による届出をしたことを証します。

記

事業者番号	
事業者の氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)	
所在地	
電話番号	() —
業種	
常時使用する従業員の 数	<input type="checkbox"/> 20人以下 <input type="checkbox"/> 20人超
事業系廃棄物の排出量	事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般 廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の1日平均の排出量は、 <input type="checkbox"/> 10キログラム未満 <input type="checkbox"/> 10キログラム以上30キログラム未満 <input type="checkbox"/> 30キログラム以上50キログラム未満 <input type="checkbox"/> 50キログラム以上

中野区長

印

③

第4号様式の4（第11条の13関係）

年 月 日

事業系廃棄物排出届出事項変更届出書

中野区長 宛て

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条の2第3項の規定により、届出事項に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項 (該当する事項に○ をしてください。)	事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)・所在地・ 電話番号・業種・常時使用する従業員の数・事業系廃棄物の排出量・ その他()	
変更内容	新	
	旧	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

